

平成26年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ※1	適用類型 ※2
スポーツ健康課	県立社会体育施設の最適な管理についての調査研究委託	県立社会体育施設について国体に向けた課題を整理し、最小のコストで最良の管理ができるよう施設整備の基礎資料を作成	平成26年8月8日	株式会社地域計画建築研究所	9,720,000	本業務は公共建築物に対する専門的な技術や分析能力が必要であり、同様業務の経験・蓄積の有無を評価するには競争入札は適しないことから、公募型プロポーザルによりその執行能力を審査し、契約の相手方を選定したため。	2	4
文化財保護課	埋蔵文化財(塩津港遺跡)整理調査業務	埋蔵文化財(塩津港遺跡)整理調査委託	平成26年7月1日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	19,554,480	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(相谷熊原遺跡・相谷寺前遺跡・相谷下村遺跡)整理調査業務	埋蔵文化財(相谷熊原遺跡・相谷寺前遺跡・相谷下村遺跡)整理調査委託	平成26年7月14日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	9,525,600	同上	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(下羽田遺跡)整理調査業務	埋蔵文化財(下羽田遺跡)整理調査委託	平成26年8月12日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	7,055,640	同上	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(下川原遺跡)発掘調査業務	埋蔵文化財(下川原遺跡)発掘調査委託	平成26年9月16日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	6,087,960	同上	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(天神畑・上御殿遺跡)整理調査業務	埋蔵文化財(天神畑・上御殿遺跡)整理調査委託	平成26年9月24日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	20,578,320	同上	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
総合教育センター	しがeセンターシステム 運用支援・保守業務委 託	しがeセンターシステム運 用支援・保守業務	平成 26 年 9 月 4 日	富士通株式会社滋賀 支店	9,795,535	<p>今般の委託業務は、5年間行ってきた賃借契約の終了に伴い、運用支援・保守業務を延長するものである。</p> <p>本システムの機器設置、システム構築、システム運用、保守は当該業者がおこなっており、延長に際しては、業務に支障が出ないよう、設定内容を熟知している必要がある。</p> <p>また、本システムでは、当該業者が著作権を有しているシステムを継続使用しており、システム保守等を含む本業務を実施するためには、当該業者以外のものが行うことはできない。</p>	2	3イ